

能代市告示第10号

能代市事業所生産性向上等支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年1月22日

能代市長 齊藤滋宣

能代市事業所生産性向上等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、物価高騰の影響が長期化する中、新たな商品又は製品（以下「商品等」という。）の開発や商品等の改良、生産性の向上等に取り組み、収益力の強化及び経営基盤の確立を図る事業者を支援するため、予算の範囲内で交付する能代市事業所生産性向上等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、能代市補助金等の交付に関する規則（平成18年能代市規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日において、本市の区域内で製造業を営んでいる者
- (2) 今後も事業を継続する意思がある者
- (3) 市税の滞納がない者

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次の各号のいずれかを目的として、商品等の製造に直接資する機械設備等を導入し、又は改修する事業とする。ただし、第3号又は第4号を目的とする場合においては、物価高騰の影響により設備投資に支障が生じている状況で行うこととするものとする。

- (1) 新たな商品等の開発
- (2) 商品等の改良
- (3) 製造工程の機械化等による効率化
- (4) 既存設備の更新又は改修による生産性の向上

2 前項の規定にかかわらず、本市又は他の団体の類似の補助事業に採択された事業については、補助対象事業としない。

(補助対象事業の区分、補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象事業の区分、補助対象経費及び補助金額は、別表に定めるところに

よる。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業着手前に能代市事業所生産性向上等支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、能代市事業所生産性向上等支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に交付の決定を通知するものとする。

2 市長は、前項の交付を決定した場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付すことができる。

3 市長は、審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、その理由を付して、能代市事業所生産性向上等支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の回数)

第7条 補助金の交付の回数は、補助対象事業の区分ごとにそれぞれ1回限りとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、能代市事業所生産性向上等支援事業費補助金実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、令和8年12月28日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、能代市事業所生産性向上等支援事業費補助金確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による通知書を受けた補助事業者は、速やかに請求書を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(事業完了後の状況報告)

第11条 補助事業者は、能代市事業所生産性向上等支援事業費補助金状況報告書（様式第6号）により、毎年1回、導入し、又は改修した機械設備等の稼働状況等について市長に報告するものとする。

2 前項の報告は、補助対象事業の完了した日から3年を経過する日までの間、各年における補助対象事業が完了した日に応当する日の属する月の翌月末日までに行う

ものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、規則第15条に規定するもののほか、補助事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年1月22日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条及び第12条の規定は、この告示の失効後においても、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費	補助金額
設備導入事業	商品等の製造に直接資する機械設備等の導入に係る経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）。ただし、200万円を上限とする。
設備改修事業	商品等の製造に直接資する機械設備等の改修に係る経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）。ただし、100万円を上限とする。

備考

- 1 次に該当するものは、補助対象経費として認めないものとする。
 - (1) 本市の区域外で使用する機械設備等の導入又は改修に係る経費
 - (2) 高い汎用性があり、目的外使用になり得る機器類（パソコン、タブレット、プリンター等の一般的な事務備品、車両等）の購入、修繕等に係る経費
 - (3) 契約事務費その他の事務的経費
 - (4) リース料、保守メンテナンス料等のランニングコスト